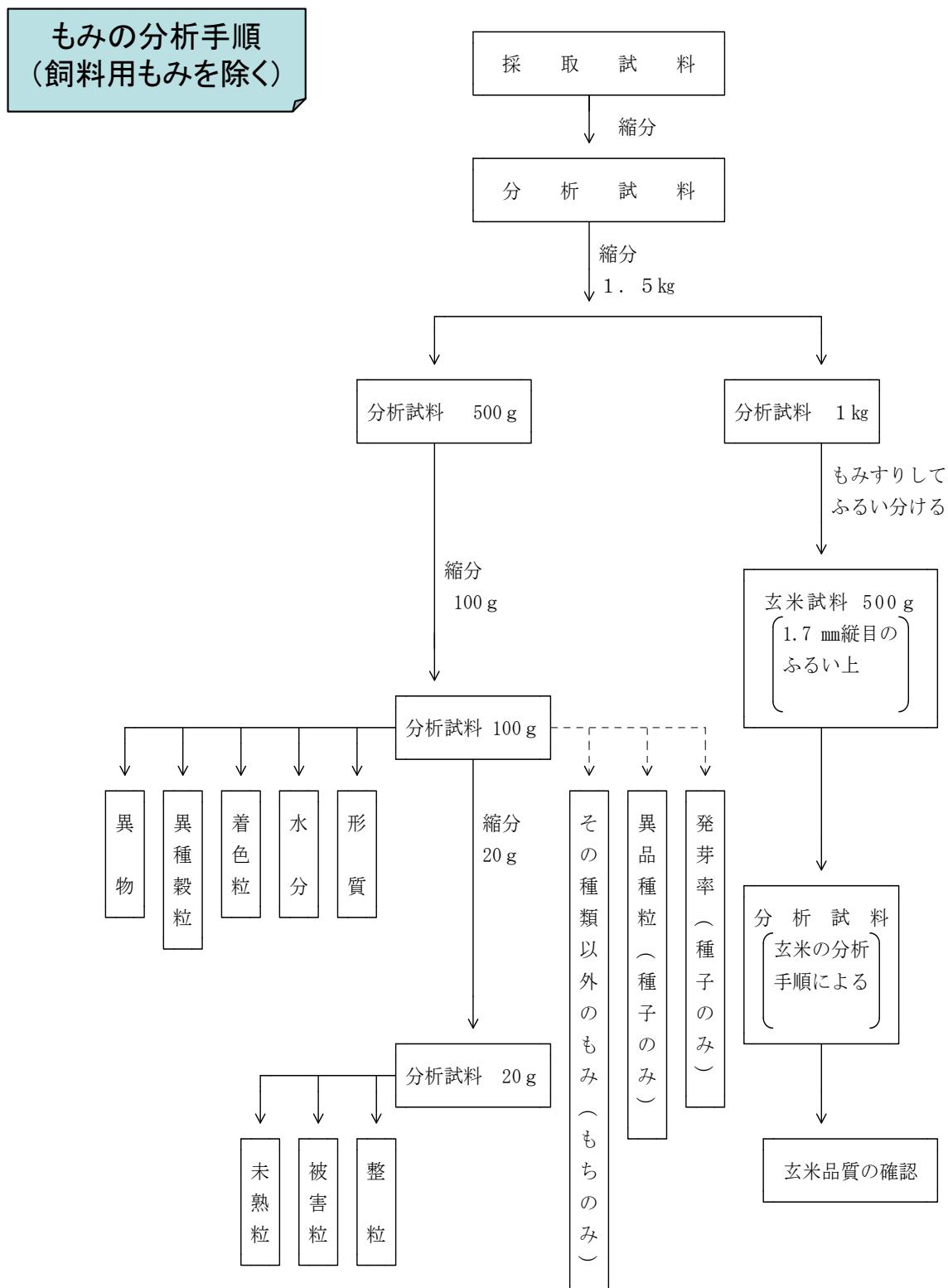


II 分析手順



①発芽率

米穀の分析等試料を用い、標準計測方法(平成13年3月14日農林水産省告示第332号)第2の2により行う。

③異品種粒

米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤被害粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、着色粒を除く被害粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

②着色粒、異品種粒、異物

米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、着色粒、異品種粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④水分

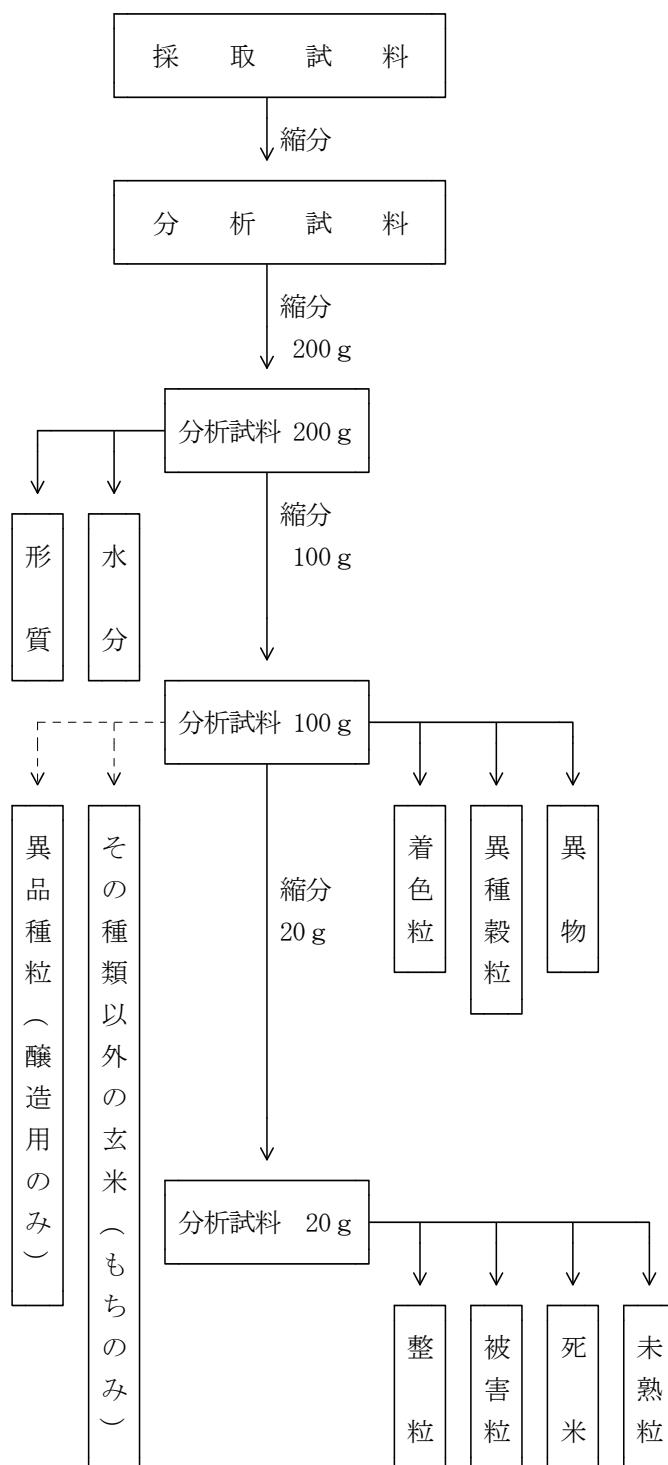
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

⑥整粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒、未熟粒、異品種粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

もみにあっては、もみすりして得られた玄米試料についても分析等を行い、その玄米の品質について確認を行う。

玄米の分析手順 (飼料用玄米を除く)



①水分
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

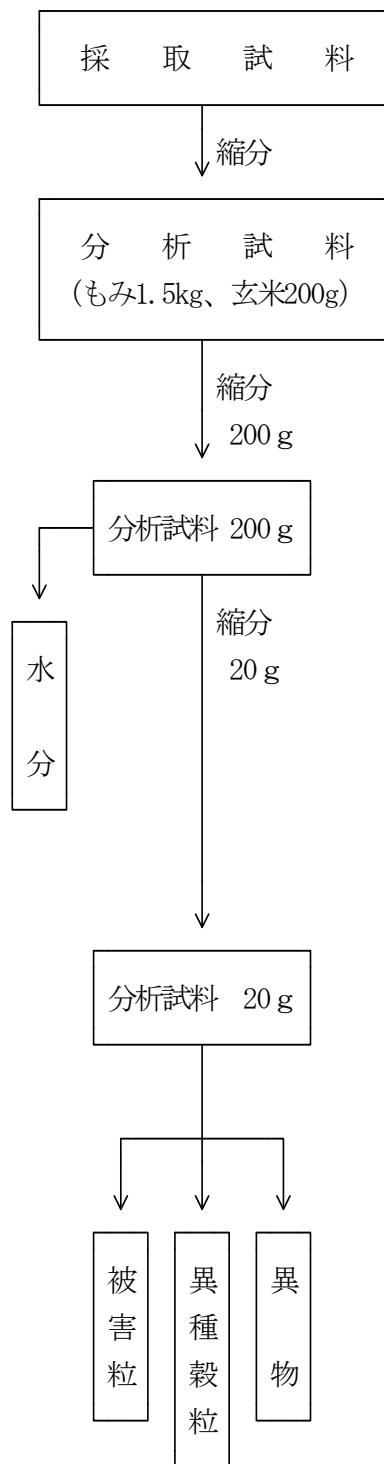
③異品種粒
米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤整粒
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

②着色粒、異種穀粒、異物
米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④被害粒、死米
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、着色粒を除く被害粒、死米を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

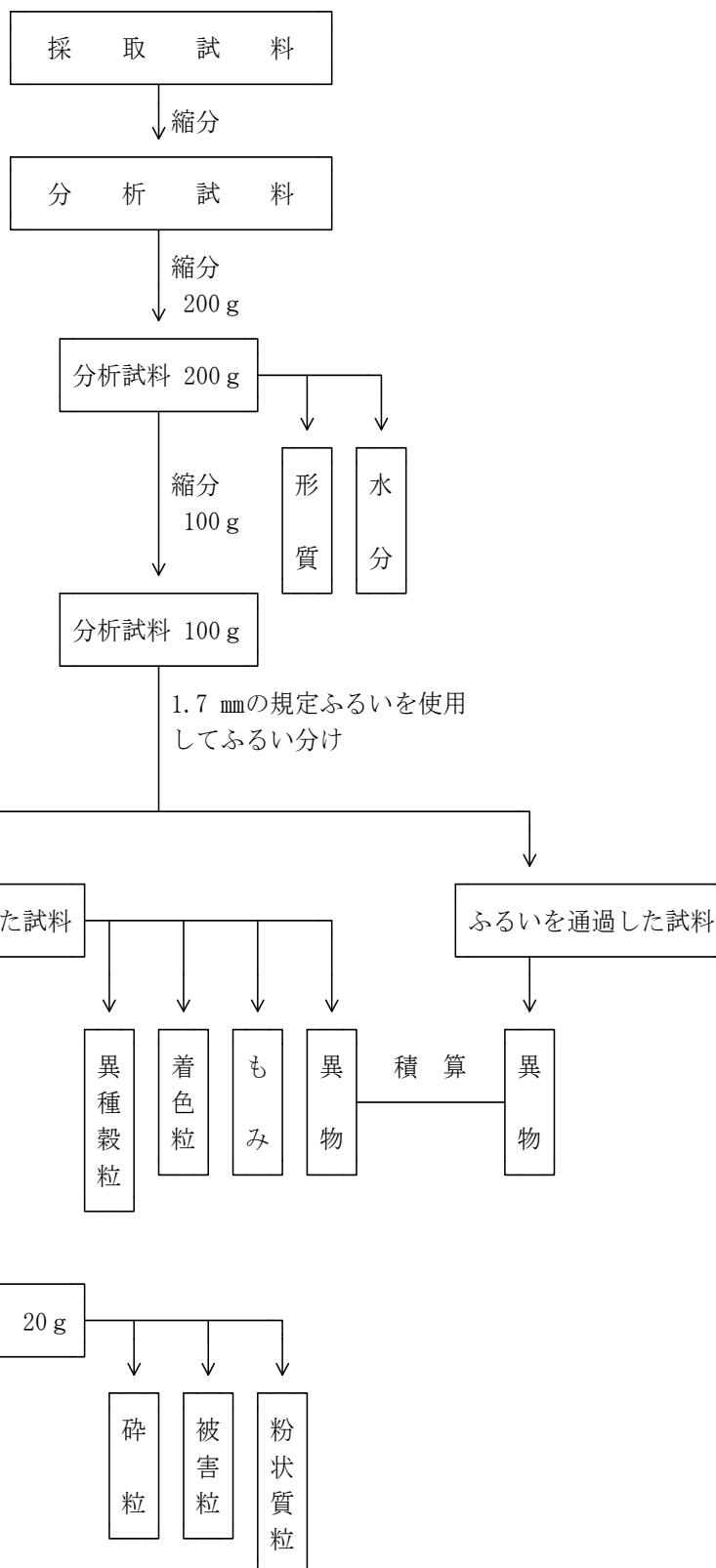
飼料用もみ及び飼料用玄米の分析手順



①水分
米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

②被害粒、異種穀粒、異物
米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

精米の分析手順



①被害粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、着色粒を除く被害粒を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

③粉状質粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、粉状質粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤水分

米穀の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

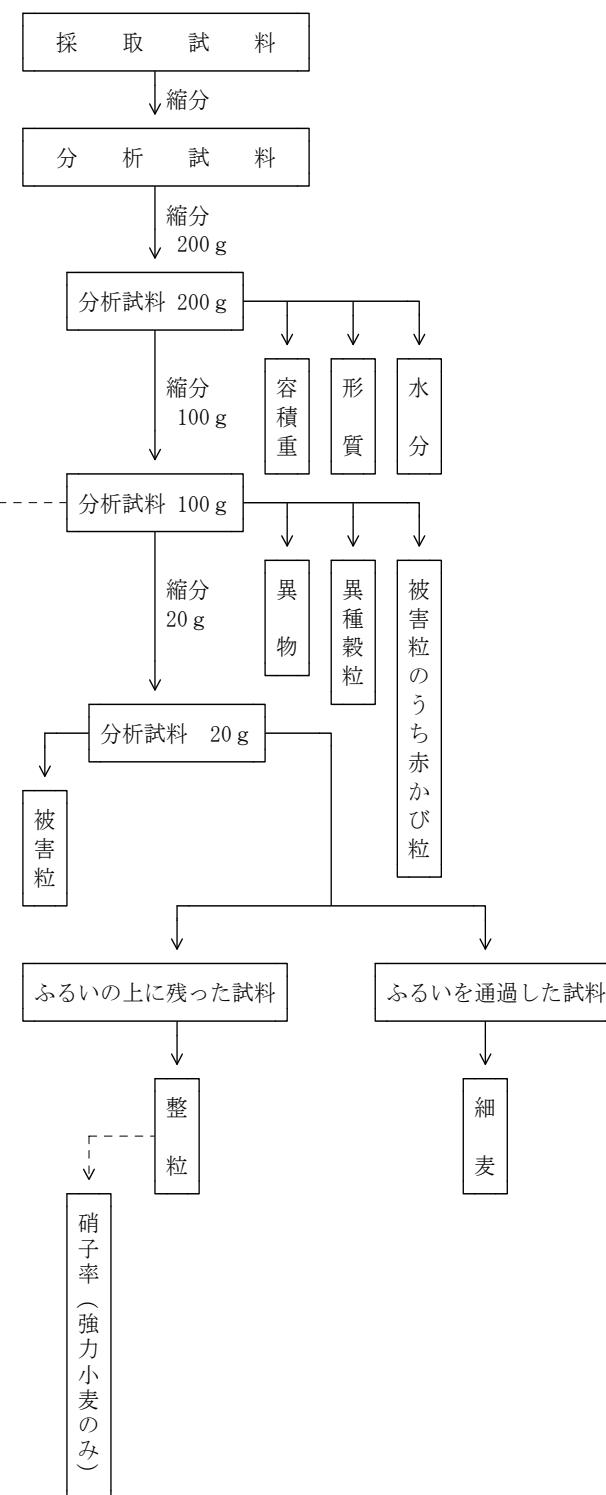
②着色粒、異種穀粒、異物

米穀の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④碎粒

米穀の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、碎粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

麦類の分析手順



①容積重
麦の分析等試料を用い、標準計測方法第2の6により行う。

②水分
麦の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

③-1発芽率(種子麦のみ)
麦の分析等試料を縮分した試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。
③-2発芽勢(ビール大麦のみ)
麦の分析等試料を縮分した試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。

④被害粒のうち赤かび粒、異種穀粒及び異物
麦の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、被害粒のうち赤かび粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれの重量を0.1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)を求める。

ただし、異物(なまぐさ黒穂病粒率)はなまぐさ黒穂病菌に侵された粒の供試した粒に対する粒数歩合(%)を求める。

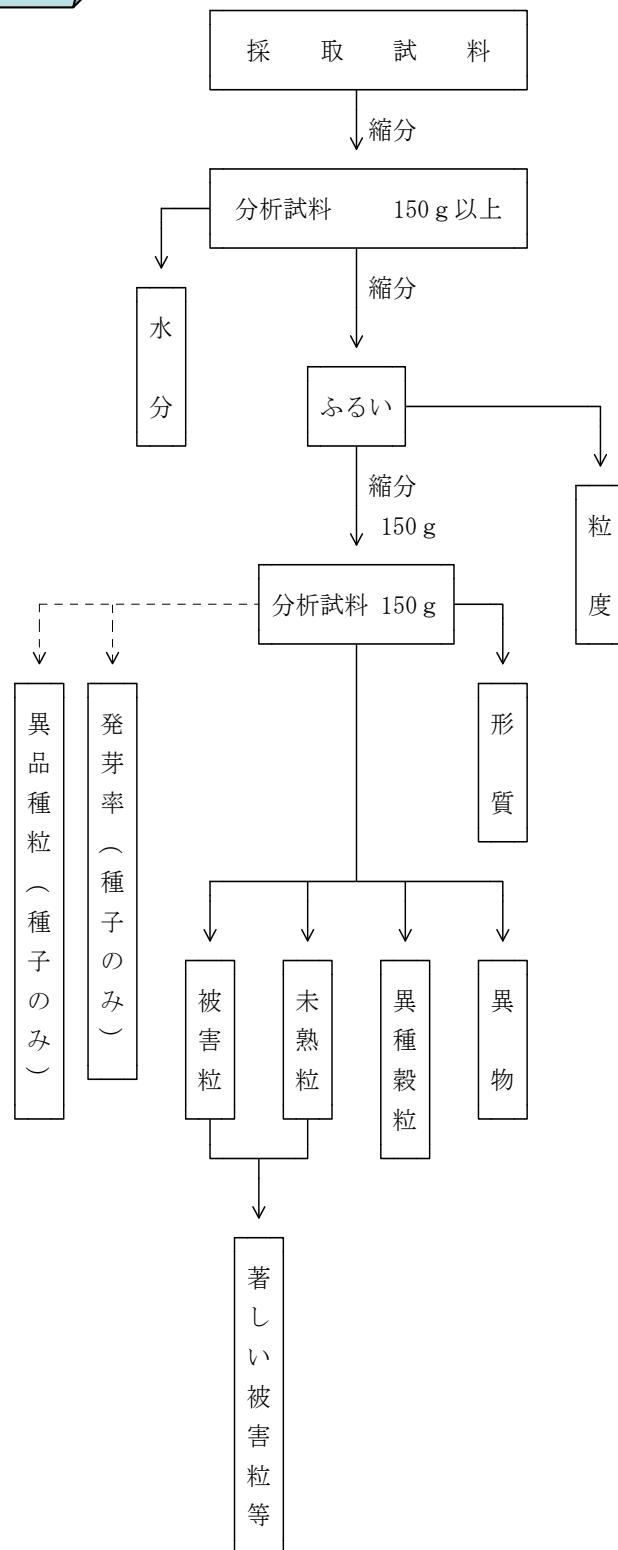
⑤異品種粒(種子麦、ビール大麦、強力小麦)
麦の分析等試料を100グラムに縮分した試料について、異品種粒を手よりして重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑥被害粒(赤かび粒を除く)及び熱損粒(熱損粒は大麦、はだか麦)
麦の分析等試料を20グラムに縮分した試料について、被害粒(赤かび粒を除く)及び熱損粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑧整粒
麦の分析等試料を20グラムに縮分した試料について規格規程に定める大きさの縦目ふるいをもって分け、そのふるいの上に残る健全粒の重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑨硝子率(強力小麦)
麦の分析等試料を用い、標準計測方法第2の7により行う。

大豆の分析手順



①粒度(種類判定を含む。)
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の9により行う。

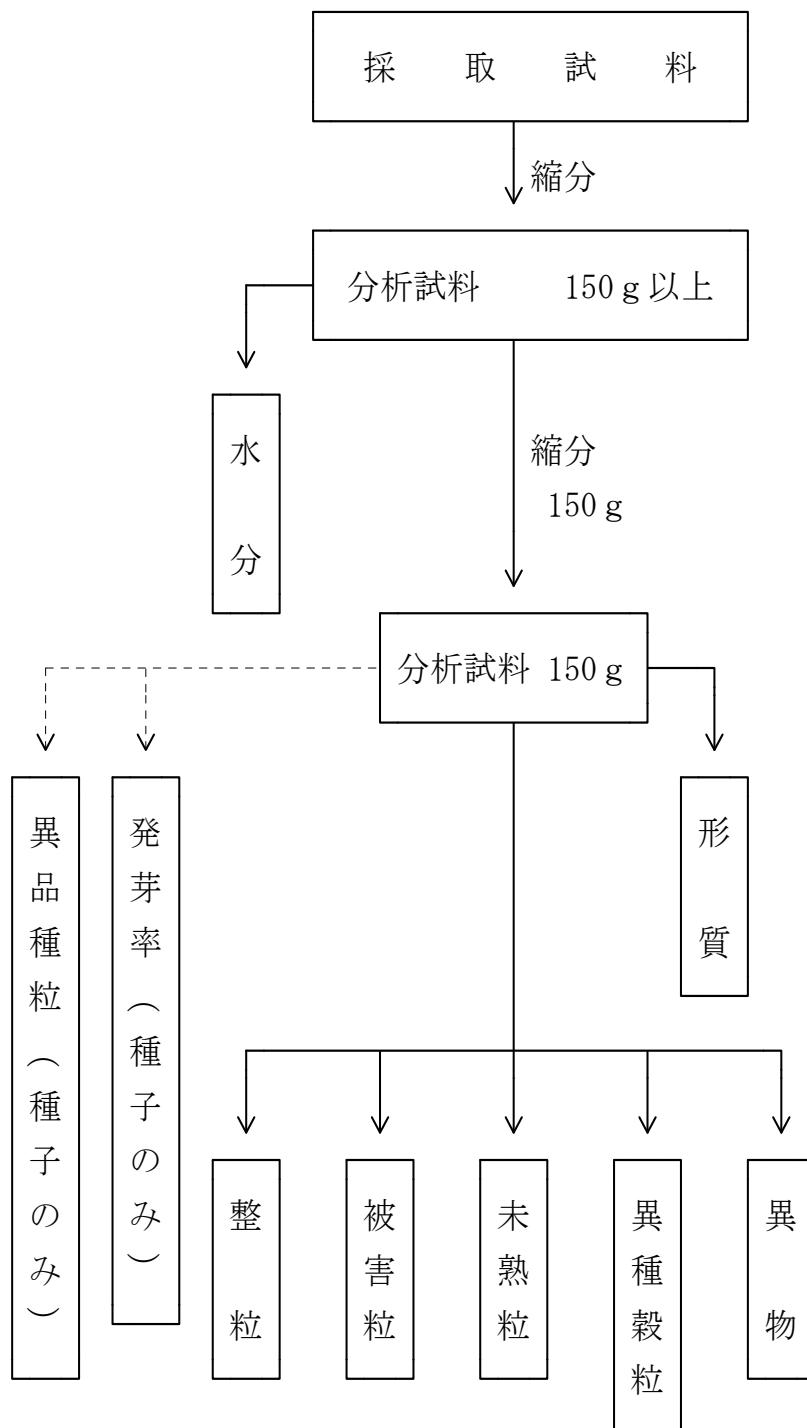
③被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれの重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑤水分
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

②発芽率
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。

④異品種粒
豆類については豆類の分析等試料を用いて、異品種粒を手よりして、それぞれ重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

小豆・いんげんの分析手順



①発芽率
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の2により行う。

③被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれの重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

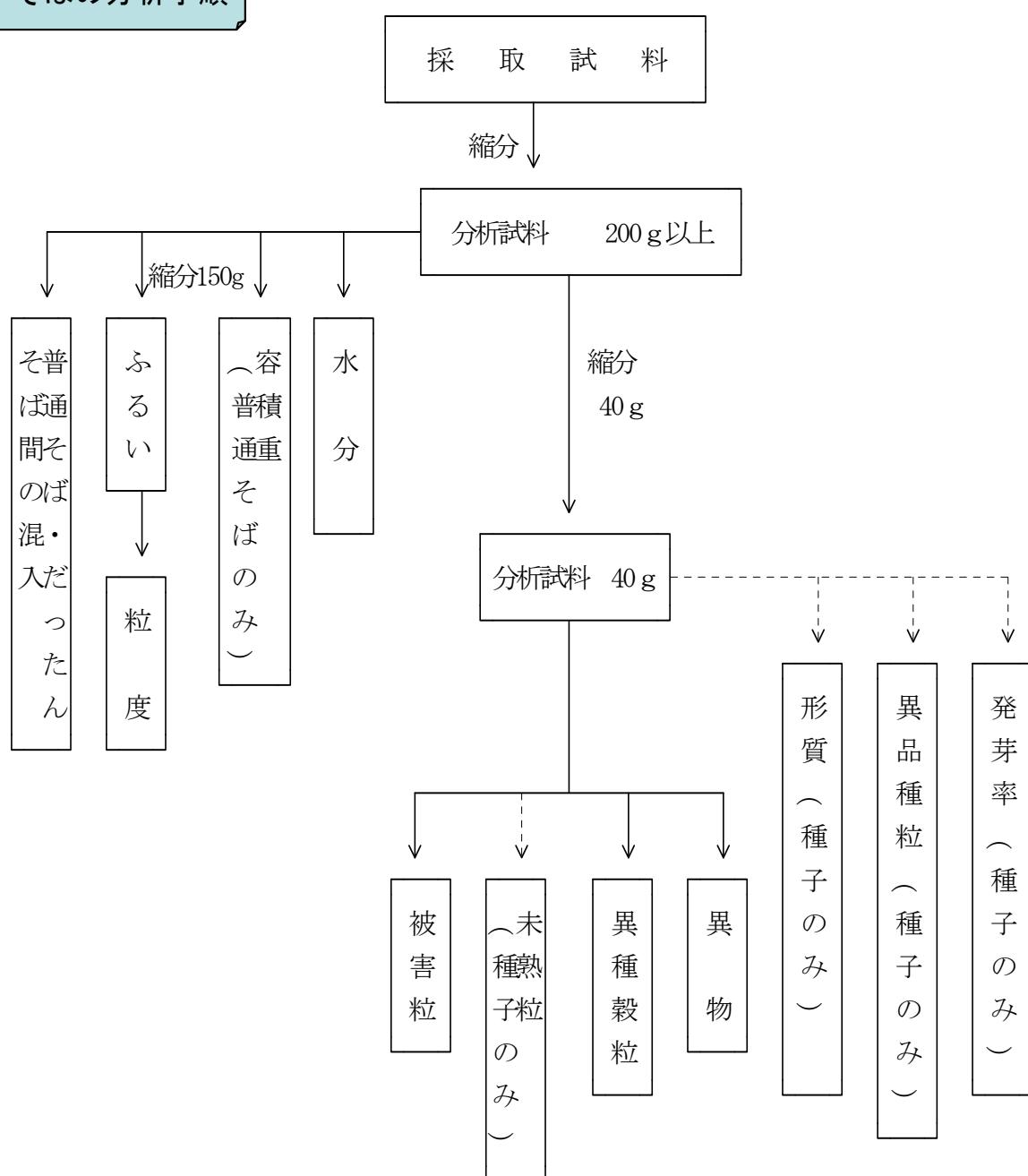
⑤水分
豆類の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

②整粒
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒の重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④異品種粒
豆類については豆類の分析等試料を用いて、異品種粒を手よりして、それぞれ重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

⑥整粒
豆類の分析等試料について、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒の重量を1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

そばの分析手順



①粒度
そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の9により行う。

②発芽率
そばの分析等試料を用い、標準計測方法
第2の2により行う

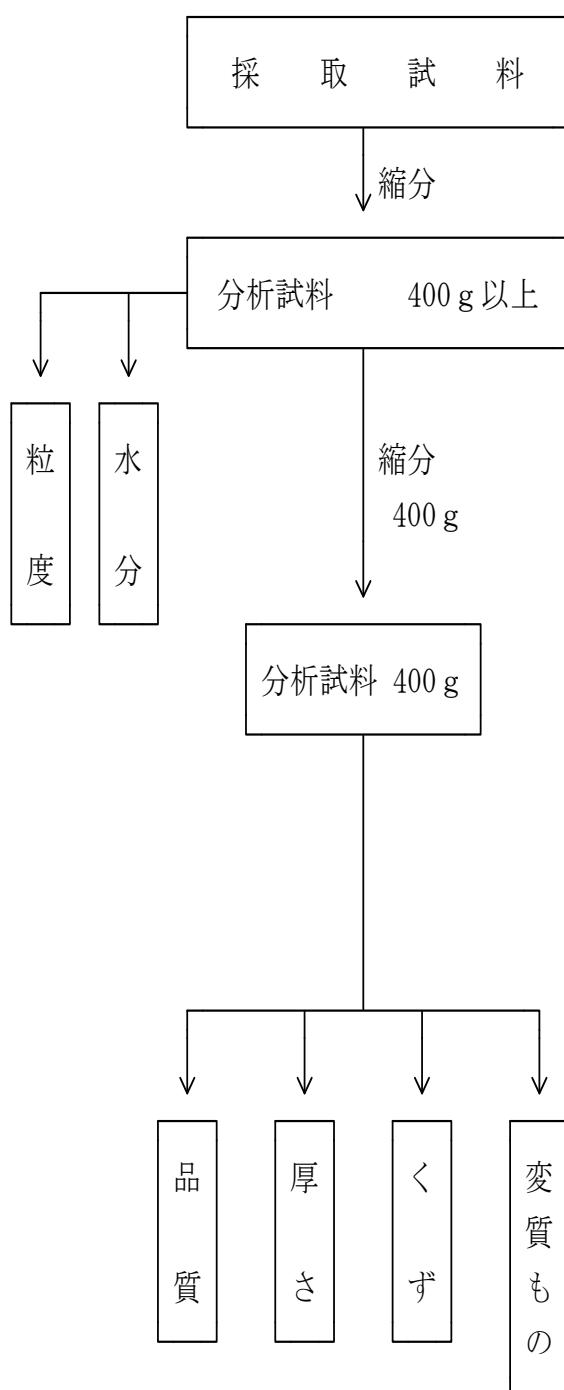
③被害粒、未熟粒、異種穀粒、異物
そばの分析等試料を40グラム(だったんそばは20グラム)に縮分した試料を用いて、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を手よりして、それぞれ重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める。

④異品種粒(種子のみ)
そばの分析等試料を40グラムに縮分した試料を用いて、異品種粒を手よりして、それぞれ重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める

⑥容積重(普通そばのみ)
そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の2に上り行こ

⑤水分
そばの分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

かんしょ生切干の分析手順



①粒度
かんしょの分析等試料を用い、標準計測方法第2の9により行う。

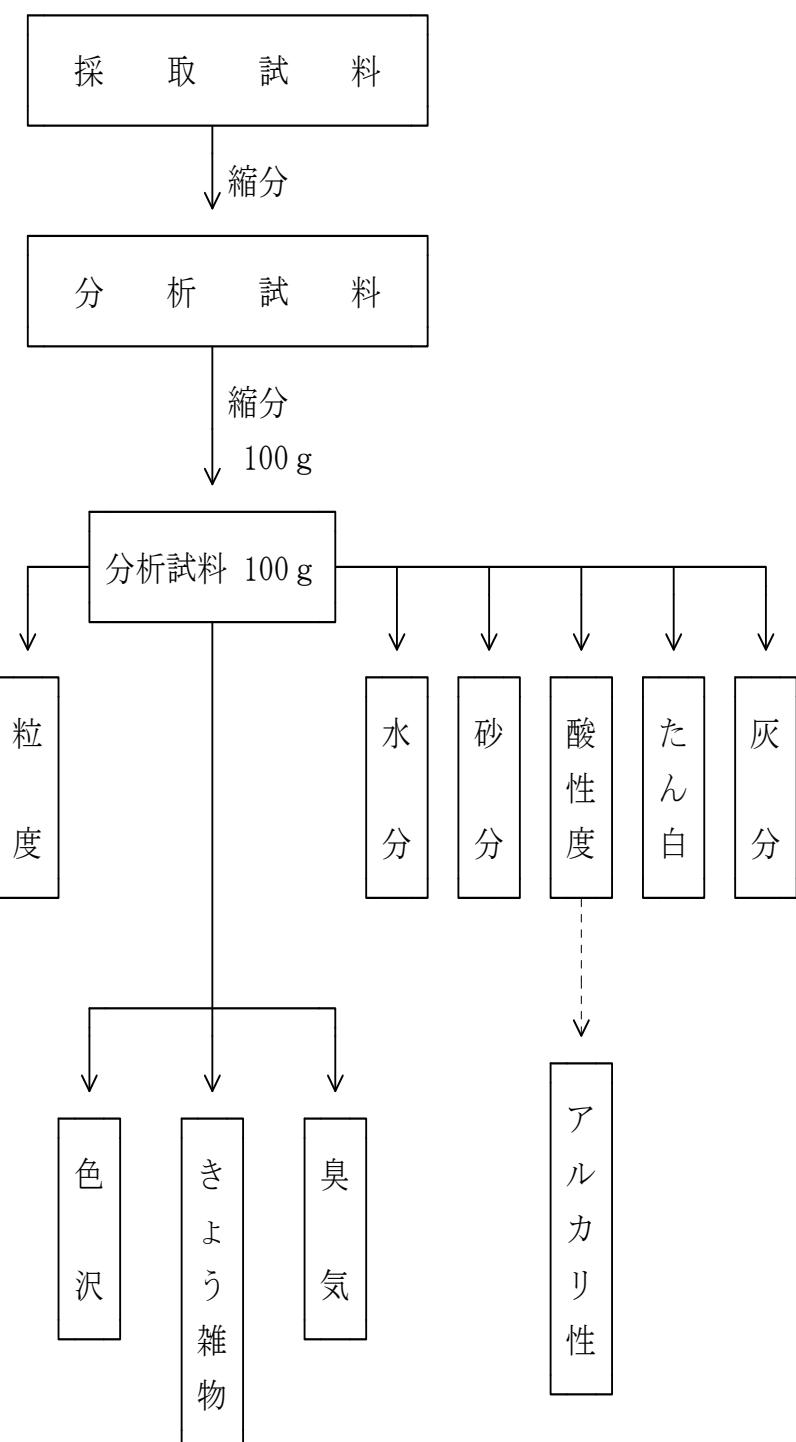
③くず
かんしょの分析等試料により、皮部の残存の多いものを手よりして、その重量を1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)により行う。

⑤異物
かんしょの分析等試料により、かんしょ生切干以外のものを手よりして、その重量を1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)により行う。

②水分
かんしょの分析等試料を用い、標準計測方法第2の11により行う。

④変質もの
かんしょの分析等試料により、変質しているものを手よりして、その重量を1グラム単位まで測定の上、全量に対する重量比(%)により行う。

でん粉の分析手順



①水分
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の1により行う。

③酸性度
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の12により行う。

⑤アルカリ性
③の酸性度に準じて行う。

②砂分
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の10により行う。

④たん白及び灰分
でん粉の分析等試料を用い、標準計測方法第2の3及び11により行う。

III 国内産農産物の被害粒等の取扱いについて

第1 趣旨

農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号。以下、「規格規程」という。)において定める国内産農産物(以下「農産物」という。)の種類ごとの品位の定義に規定する「被害粒等」の程度を示し、その取扱いを定める。

第2 被害粒等の取扱いに係る留意事項

- 1 「被害粒等」とは農産物の種類ごとの品位の定義に規定する被害粒(著しい被害粒等)、着色粒、未熟粒、碎粒、赤かび粒、熱損粒、黒かび粒等をいう。
- 2 「限界基準」とは、粒の鑑定に当たり被害粒等として取り扱う場合の基準を示したものという。
- 3 「限界基準品」とは、被害粒等の限界基準を写真等により現象、形態を示したものという。
- 4 限界基準の説明に用いる、長さ、幅、面積の比率を表す数値は、鑑定する粒そのものに対して適用する。
- 5 限界基準及び限界基準品の双方が規定されているものは、複数の基準を示したものではなく、色の程度のように、比較により行うものは限界基準品を、数値等により行うものは限界基準を主体的に用いるなど総合的に適用する。
- 6 限界基準及び限界基準品の適用に当たっては、被害粒等の発生原因等を究明して行うのではなく、その現象、形態により行う。
- 7 限界基準のうち、適用する農産物の種類が特定されていないものは、農産物ごとの種類の全てに適用する。
- 8 農産物のうち、種子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦又は種子大豆に係る品位等検査に当たっては、農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第6条第2項ただし書きにより行うものとし、生産等基準に適合することを証する書類により証明された事項に係る病害粒及び虫害粒については、当該書類により行い、本マニュアルにおける病害粒及び虫害粒の適用は行わないものとする。
- 9 被害粒等の適用は、農産物の種類ごとの品位並びに附に規定された混入限度の規格数値の小さい順に適用する。

第3 米穀

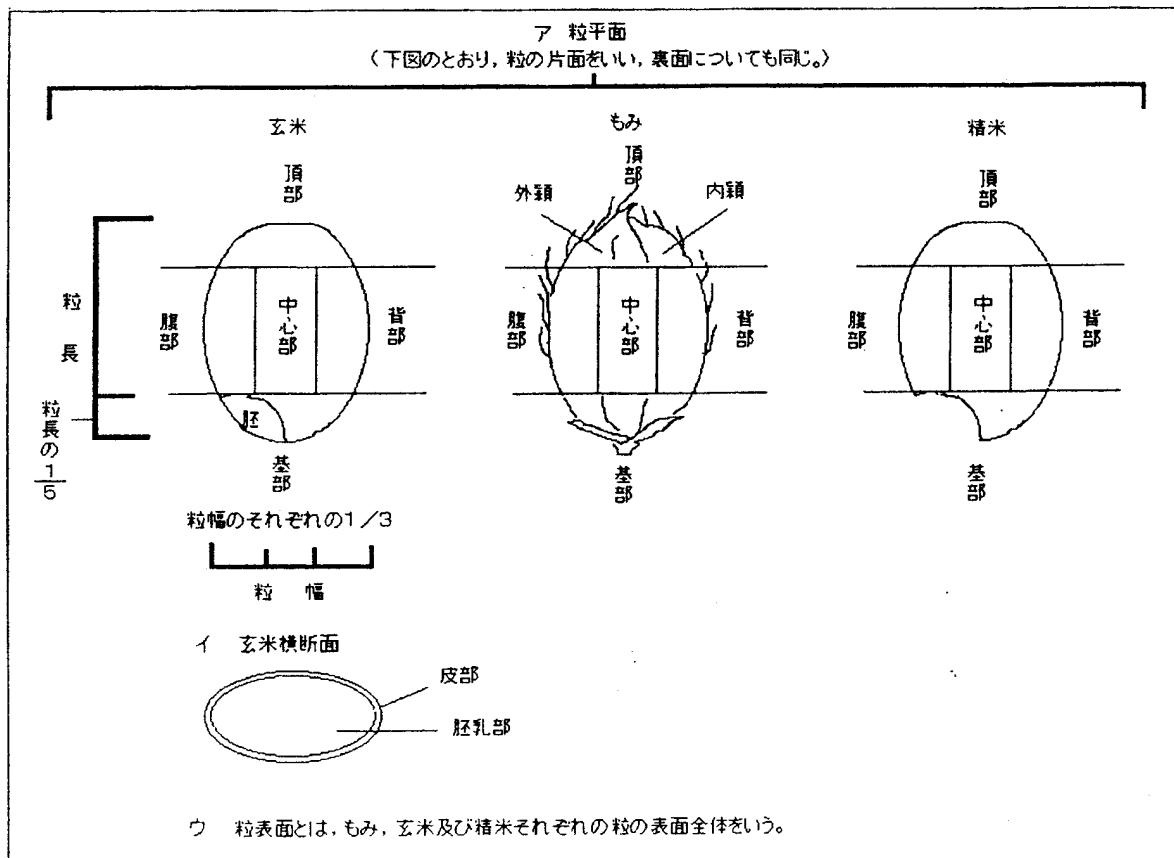
1 米穀の被害粒等の取扱い

(1) 「米穀」とは、規格規程第1の1に定めるもみ、同第1の2に定める玄米及び同第1の3に定める精米をいう。

(2) 次の表の各欄に掲げる用語の定義はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
発芽粒	発根又は発芽している粒をいう。
病害粒	菌、ウイルス等により損傷を受けた粒をいう。
くされ粒	病害等により、外穎又は内穎が変質又は腐敗した粒をいう。
芽くされ粒	胚又は胚乳部が腐敗した粒をいう。
虫害粒	虫による食害又は吸害の痕跡のある粒をいう。
胴割粒	胚乳部に亀裂のある粒をいう。
奇形粒	生理障害等により不整形になった粒をいう。
茶米	粒表面が茶褐色を呈する粒をいう。
碎粒	砕けた粒をいう。
斑点粒	斑点のある粒をいう。
胚芽欠損粒	胚が欠損した粒をいう。
剥皮粒	機械障害等により、皮部が剥がれた粒をいう。
死米	充実していない粉状質の粒（青死米及び白死米）をいう。
着色粒	粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。
乳白粒	胚乳部に白色不透明な部分があり、かつ、光沢のある粒をいう。
心白粒	胚乳部の中心に白色不透明な部分があり、かつ、光沢のある粒をいう。ただし、醸造用玄米を除く。
青未熟粒	粒表面に葉緑素が残り緑色を呈した粒をいう。
基部未熟粒	基部に白色不透明な部分のある粒をいう。
腹白未熟粒	腹部に白色不透明な部分のある粒をいう。
背白粒	背部に白色不透明な部分のある粒をいう。
その他未熟粒	乳白粒、心白粒、青未熟粒、基部未熟粒、腹白未熟粒、背白粒以外の成熟していない粒をいう。
粉状質粒	粒質が粉状又は半粉状の粒をいう。

(3) 米穀のそれぞれの種類に係る部位の名称は、下図のとおりとする。



2 もみ（飼料用もみを除く。）

(1) 被害粒の基準

規格規程第1の1の定義の5の「被害粒」のうち、種子もみに係る限界基準は、次による。

ア 傷もみについては、玄米が見える程度のもの。

イ (2) に該当するもの。

(2) 着色粒の基準

規格規程第1の1の定義の6の「着色粒」の限界基準は、玄米の胚乳部の全部又は一部が黄色、褐色、黒色等に着色したもので、通常のとう精（歩留りが90%程度。以下同じ。）によって、着色が除かれないもののうち、次の粒をいう。

ア 全面着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒表面にあるもの。

イ 部分着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒の一部にある粒で、着色の大きさが直径1mm以上あるもの。

なお、着色が円形以外の不整形にあっては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

ウ 赤米等

粒表面の一部に赤条等が残り、赤条等の長さの合計がその粒の長さの2倍以上のもの。

ただし、それ未満の長さの粒にあっては、被害粒とする。

(3) 未熟粒の基準

規格規程第1の1の定義の7の「未熟粒」の限界基準は、成熟していない粒とする。

3 玄米（飼料用玄米を除く。）

(1) 被害粒の基準

規格規程第1の2の定義の6の「被害粒」の限界基準は、次によるものとする。

ア 発芽粒

発根又は発芽しているもの。

限界基準品は、胚の大きさ及び胚と接する胚乳部との境に白色の線が見える程度を示す。

イ 病害粒

病害により損傷したもの。

ウ 芽くされ粒

胚又は胚と接する胚乳部が変色し腐敗したもの。

エ 虫害粒

(ア) 虫により食害されたもの。

(イ) 虫により吸害された痕が、通常のとう精後、粉状質として直径1mm以上残るもの。

なお、粉状質の部分が円形以外の不整形にあっては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

オ 脭割粒

次の区分によるものとする。

(ア) 粒平面に横1条の亀裂がすっきり通っているもの。

限界基準品は、亀裂の程度を示す。

(イ) 粒平面に完全に通っていない亀裂が横2条、他の粒平面から見て発生部位の異なる亀裂が横2条あるもの。

(ウ) 粒平面に完全に通っていない亀裂が横3条以上あるもの。

(エ) 粒平面に亀裂の程度を問わず縦に亀裂のあるもの。

(オ) 粒平面に亀甲型の亀裂のあるもの。

カ 奇形粒

次の区分による。

(ア) 脳切粒

胚乳部に切れ込みがあり、その切れ込みが粒幅の4分の1以上のもの。

限界基準品は、切れ込みの程度を示したもので、位置は問わない。

(イ) ねじれ粒

粒に厚みがなくねじれているもの。

限界基準品は、粒のねじれの程度及び厚さの程度を示す。

(ウ) その他奇形粒

胚が形成されていないもの（無胚芽粒）、玄米が2粒以上で形成され、かつ結合しているもの（双子粒）、粒形がくさび形状になったもの及び粒幅が整粒の2分の1以下の棒状のものなど。

キ 茶米

粒表面が茶褐色を呈するもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

ク 碎粒

碎けた粒をいい、その大きさは問わない。

ケ 斑点粒

通常のとう精によって、着色が除かれないもののうち、着色の大きさが、直径1mm未満のもの。

なお、着色が円形以外の不整形にあっては長径に短径を加えて2で除した長さを直径とする。

コ 胚芽欠損粒

胚が除かれ、胚乳部が見える程度のもの。

サ 剥皮粒

剥皮の程度が粒表面の3分の1以上かつ3分の2未満のもの。

ただし、3分の2以上皮部が剥がれたものは、異種穀粒とする。

(2) 死米の基準

規格規程第1の2の定義の7の「死米」の限界基準は、粒の大部分が粉状質の粒で光沢のないもの。

限界基準品は、粒の色によって青死米と白死米にわけ粉状質の大きさの程度を示す。

(3) 着色粒の基準

規格規程第1の2の定義の8の「着色粒」の限界基準は、2の(2)に同じ。

(4) 未熟粒の基準

規格規程第1の2の定義の9の「未熟粒」の限界基準は、次による。

ア 乳白粒

胚乳部の横断面に白色不透明な部分がリング状となっているもの。

なお、その白色不透明な部分の大きさが粒平面の2分の1以上のもの。

限界基準品は、白色不透明な部分の大きさを示す。

イ 心白粒

胚乳部の横断面に白色不透明な部分が平板状又は紡錘状となっているもの。

(ア) 釀造用玄米以外の心白粒は、中心部に白色不透明な部分のあるもので、その白色不透明な部分の大きさが粒平面の2分の1以上のもの。

限界基準品は、アの乳白粒の限界基準品を準用する。

(イ) 釀造用玄米の心白粒は、中心部以外にのみ白色不透明な部分のあるもの。

ただし、白色不透明な部分が中心部にあり、かつ他の部分に及んでいるもの（いわゆる心白流れ）でどう精しても割れないものを除く。

ウ 青未熟粒

粒表面に葉緑素が残り緑色を呈しているもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

エ 基部未熟粒

基部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の5分の1以上のもの。

限界基準品は、基部の白色不透明な部分の大きさを示す。

オ 腹白未熟粒

腹部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の3分の2以上でかつ、粒幅の3分の1以上のもの。

限界基準品は、腹部の白色不透明な部分の大きさを示す。

カ 背白粒

背部の白色不透明な部分の大きさが、その粒長の3分の2以上でかつ、粒幅の3分の1以上のもの。

キ その他未熟粒

ア～カ以外の成熟していないもの。

成熟していない粒とは、全体的に充実の不十分なもので、粒が偏平であるもの、縦溝が深いもの、皮部の厚いもの等をいう。

4 飼料用もみ及び飼料用玄米

規格規程第1の1の定義の5の飼料用もみの「被害粒」及び規格規程第1の2の定義の5の飼料用玄米の「被害粒」の基準は、次によるものとする。

(1) 発芽粒

明らかに発根又は発芽が確認できるもの。

(2) 病害粒

病害により、粒の表面の2分の1以上が損傷したもの。

(3) くされ粒（飼料用もみに限る。）

もみの表面の2分の1以上が変質又は腐敗したもの。

(4) 芽くされ粒（飼料用玄米に限る。）

胚から胚乳部まで腐敗したもの。

5 精米

(1) 粉状質粒の基準

規格規程第1の3の定義の4の「粉状質粒」の限界基準は、次による。

ア 粉状質粒

粒平面の大部分が粉状を呈しているもの。

イ 半粉状質粒

(ア) 粒平面の2分の1からアの粉状質粒までのもの。

(イ) 腹部又は背部が粉状を呈し、その大きさが粒長の3分の2以上でかつ、
粒幅の3分の1以上のもの。

(2) 被害粒の基準

規格規程第1の3の定義の5の「被害粒」の限界基準は、次による。

ア 汚染し又は菌等によって損傷を受けたもの。

イ 奇形粒等で米粒の一部にぬか層が残っているもの。

(3) 着色粒の基準

規格規程第1の3の定義の6の「着色粒」の限界基準は、次による。

ア 全面着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒表面にあるもの。

イ 部分着色粒

着色の濃淡に係わらず、着色が粒の一部にある粒で、着色の大きさが直径
1mm以上のもの。

なお、着色が円形以外の不整形にあっては長径に短径を加えて2で除した
長さを直径とする。

ただし、それ未満の長さの粒にあっては、被害粒とする。

ウ 赤米等

粒表面の一部に、赤条等が残り、赤条等の長さの合計がその粒の長さの2
倍以上のもの。

ただし、それ未満の長さの粒にあっては、被害粒とする。

(4) 砕粒の基準

規格規程第1の3の定義の7の「砕粒」の限界基準は、その大きさが完全粒の3分の2から4分の1（針金25番線ふるい目の開き1.7mmのふるいをもって分け、そのふるいの上に残る程度の大きさをいう。）までのもの。

6 汚損されたものの取扱い

油煙、米穀の臭い以外の臭い及び稻こうじ病菌、イネ墨黒穂病等の損傷を受けていることが確認されたものについては規格外とする。

7 限界基準品

限界基準品は、次のものについて定める。

- (1) 第3の3の(1)のアの発芽粒
- (2) 第3の3の(1)の才の胴割粒
- (3) 第3の3の(1)のカの(ア)の胴切粒
- (4) 第3の3の(1)のカの(イ)のねじれ粒
- (5) 第3の3の(1)のキの茶米
- (6) 第3の3の(2)の青死米
- (7) 第3の3の(3)の白死米
- (8) 第3の3の(4)のアの乳白粒
- (9) 第3の3の(4)のウの青未熟粒
- (10) 第3の3の(4)のエの基部未熟粒
- (11) 第3の3の(4)の才の腹白未熟粒

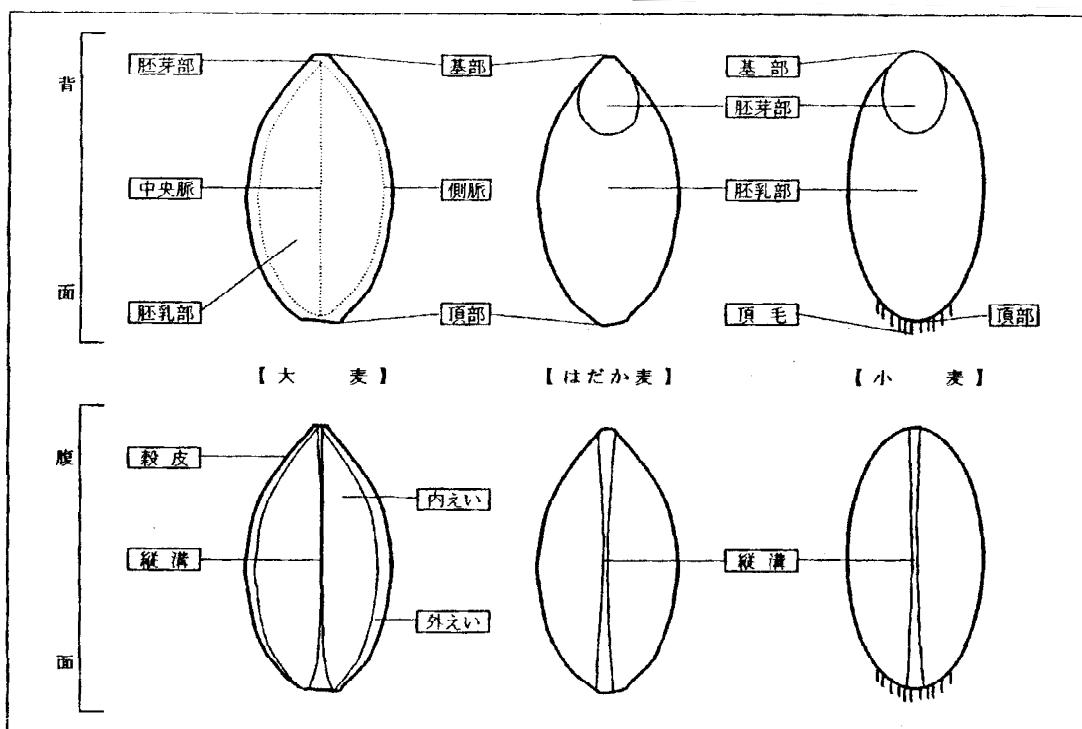
第4 麦

1 麦の被害粒等の取扱い

- (1) 「麦」とは、規格規程第1の4に定める小麦、同第1の5に定める大麦及び同第1の6に定めるはだか麦をいう。
- (2) 「種子麦」とは規格規程第1の4の(3)のハの(ハ)に定める種子小麦、同第1の5の(3)のハの(ヘ)に定める種子大麦及び同第1の6の(3)のハの(ロ)に定める種子はだか麦をいう。
- (3) 次の表の各欄に掲げる用語の定義はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
発芽粒	発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のある粒をいう。
病害粒	かび又は菌等に侵されて損傷を受けた粒をいう。
赤かび粒	赤かび病菌等に侵されて赤色を帯びた粒をいう。
黒かび粒	かび又は菌等に侵されて黒色を帯びた粒をいう。
黄かび粒	かび又は菌等に侵されて黄色を帯びた粒をいう。
やけ粒	かび又は菌等に侵されて茶褐色を帯びた粒をいう。
くされ粒	害等により、皮部、胚乳部が変質又は腐敗した粒をいう。
たい色粒	雨害等により、粒の色があせて光沢等を失った粒をいう。
虫害粒	虫による食害のある粒をいう。
胴割粒	胚乳部に亀裂のある粒をいう。
碎粒	潰れた粒、欠けた粒、砕けた粒をいう。
熱損粒	熱等によって損傷を受け、でん粉層まで茶褐色、茶色又は黒色に変色した粒をいう。
空洞粒	生理的障害等により、胚乳部の中心に空洞が生じた粒をいう。
硬質粒	粒を重量比において55%になるまでとう精（麦においては粒を均等に削り精製すること。以下同じ。）した状態で、半透明（硝子状）状を呈した粒をいう。
芽くされ粒	胚芽部が腐敗した粒をいう。
剥皮粒	脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けてはがれた粒をいう。
裂皮粒	生理的障害、脱穀障害等により、穀皮が損傷を受けて裂けた粒をいう。
腹面裂皮粒	腹部縦溝の脈に沿って穀皮が裂けている粒をいう。
背面裂皮粒	背面中央脈又は側脈に沿って穀皮が裂けている粒をいう。
側面裂皮粒	側部の内えいと外えいとの包含部に沿って穀皮が裂けている粒をいう。
基部裂皮粒	基部において穀皮が裂けている粒をいう。
青色粒	粒を重量比において65%になるまでとう精した状態で、表が青色を呈した粒をいう。
未熟粒	規定ふるいによってふるい分け、ふるいの上に残るものうち、生理的障害等により成熟していない粒をいう。

(4) 粒の部分の名称は、下図のとおりとする。



(5) 麦において、粒平面とは、背面又は腹面とし、ことわりのないものは、損害の程度のひどい方の面を適用する。

(6) 飼料用に供される大麦については、その用途の特殊性から、当面「病害粒」、「くされ粒」、「虫害粒」、「熱損粒」について「被害粒」として取り扱うものとする。

2 赤かび粒の基準

規格規程第1の4の定義の8、同第1の5の定義の7及び第1の6の定義の7の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

- (1) 赤色を帶びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帶びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。
- (2) 「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒（病害粒）とする。
- (3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。
- (4) 上記（1）～（3）の取扱い

アントシアン（遺伝的に赤色又は赤紫色を帶びた粒。以下同じ。）は、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。ただし、アントシアンであることの判断は、農業試験場及び農業改良普及所等の試験結果に基づき行われたものでなけ

ればならない。

- (5) アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の1等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行う。

3 黒かび粒の基準（普通小麦、強力小麦）

規格規程第1の4の定義の9の「黒かび粒」を附の規定に従って適用する限界基準は、次による。

なお、頂毛部分のみが黒ずんで見える程度の粒は被害粒としない。

- (1) 黒色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黒色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。
- (2) 「黒かび粒」を適用する基準に達していない粒であっても、次に該当する場合は被害粒（病害粒）とする。
- ア 腹面の溝に沿って黒色を帯び、その溝の長さの2分の1以上のもの
- イ 溝の長さの2分の1未満であっても、黒色を帯びた幅が1mm以上のもの。
- (3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

4 被害粒の基準

規格規程第1の4の定義の6、同第1の5の定義の6及び同第1の6の定義の6の「被害粒」の限界基準は、次による。

(1) 発芽粒

発根又は発芽している粒及び発根又は発芽のこん跡のあるもの。

限界基準品は、発芽の状態の程度を示す。

(2) 病害粒

次の区分によるものとする。

ア 黄かび粒（普通小麦、強力小麦）

黄色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黄色を帯びた部分が粒平面の4分の1以上のもの。

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

イ やけ粒（普通はだか麦）

粒の腹面全部又は縦溝の色の濃淡の程度が、限界基準品の腹面全部又は縦溝の色以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

(3) くされ粒

皮部、胚乳部が腐敗して粉状化した粒をいう。

くされの程度に関係なく、全て被害粒とする。

(4) たい色粒

ア 大麦では、粒の灰黒色の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

イ はだか麦及び小麦では、粒の灰白色の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

(5) 虫害粒

ア 胚乳部が食害されたもの。

イ 胚芽部だけが食害された粒は、ビール大麦及び種子麦以外は被害粒としない。

(6) 脊割粒（大麦、はだか麦、種子小麦）

胚乳部に亀裂がすっきりと通っているもの。

(7) 碎粒

程度に関係なくすべて被害粒とする。

(8) 熱損粒

ア 大麦では、とう精した結果、粒のでん粉層が変色しているもの。

イ はだか麦及び小麦では、切断した粒のでん粉層が変色しているもの。

(9) 空洞粒（大麦）

粒の中心部を横に切断し、肉眼により空洞が確認できたもの。

(10) 硬質粒（大麦）

とう精した結果、半透明（硝子状）状を呈した部分が粒平面の3分の2以上のもの。

(11) 芽くされ粒（ビール大麦、種子麦）

粒の基部の黒褐色を帯びた部分の色の濃淡の程度は、限界基準品以上でかつ、粒の黒褐色を帯びた部分の長径が粒長の3分の1以上のもの。

限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

(12) 剥皮粒（ビール大麦、種子大麦）

穀皮の頂部の剥がれた部分の長径が粒長の3分の1以上のもの。

限界基準品は、穀皮の頂部の剥がれた部分の長径の程度を示す。

(13) 裂皮粒（ビール大麦、種子大麦）

ア 腹面裂皮粒

裂皮の程度が限界基準品（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部までは見えないもの）以上のもの。

限界基準品は、腹面における裂皮の状態の程度を示す。

イ 背面裂皮粒及び側面裂皮粒

裂皮の程度が限界基準品（裂けが、穀粒頂部では貫通していても差し支えないが、基部では貫通していないもので、胚乳部まで裂けているもの）以上のもの。

限界基準品は、背面及び側面における裂皮の状態の程度を示す。

ウ 基部裂皮粒

裂皮の程度が限界基準品（穀皮に一条の裂けがあるので、その裂けが穀粒基部まで貫通しているもの）以上のもの。

限界基準品は、基部における裂皮の状態の程度を示す。

(14) 青色粒（大麦）

とう精した結果、粒の表面が青色を呈しているもの。

5 未熟粒の基準

未熟粒の限界基準は、次による。

(1) 未熟粒

ア 大麦、はだか麦にあっては、皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅の広く深いもの等、一般的に成熟していないもの。

限界基準品は、その程度を示す。

イ 小麦にあっては、皮部の厚いもの、やせているもの、縦溝の幅が広く深いものでかつ、背面がやせているもの等、一般的に成熟していないもの。

限界基準品は、その程度を示す。

(2) 双子粒（大麦・はだか麦）

2つの粒で形成され、接合しているもの。

(3) 緑色粒（小麦）

粒の背部に緑色が残っているもの。

6 その他

(1) 小麦の胚芽部に損傷を受け、かび等に汚損されているものは、被害粒とする。

(2) 小麦の芽黒粒（ムギ斑点病によって、胚芽部が黒く呈しているものをいう。）については、次による。

ア 普通小麦にあっては、被害粒とはしないが、その混入の程度が 50% 以上の場合には形質によって判断する。

イ 種子小麦にあっては、その用途から被害粒とする。

(3) 油煙汚損又はなまぐさ黒穂病粒が破損し、他の粒に飛散付着して、粒の頂部等が黒変したものは、その程度を問わず規格外とする。

なお、堆積（高水分）等により異臭が発生した麦についても規格外とする。

7 限界基準品

限界基準品は、次のものについて定める。

- (1) 第4の2の(3)の赤かび粒
- (2) 第4の3の(3)の黒かび粒
- (3) 第4の4の(1)の発芽粒
- (4) 第4の4の(2)のアの黄かび粒
- (5) 第4の4の(2)のイのやけ粒
- (6) 第4の4の(4)のア、イのたい色粒
- (7) 第4の4の(11)の芽くされ粒
- (8) 第4の4の(12)の剥皮粒
- (9) 第4の4の(13)のアの腹面裂皮粒
- (10) 第4の4の(13)のイの背面裂皮粒及び側面裂皮粒
- (11) 第4の4の(13)のウの基部裂皮粒
- (12) 第4の5の(1)のア、イの未熟粒

第5 豆類

1 豆類の被害粒等の取扱い

- (1) 「豆類」とは、規格規程第1の7に定める大豆、同第1の8に定める小豆及び同第1の9に定めるいんげんをいう。
- (2) 次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
子実	豆類の種子（粒）そのものをいう。
目（ヘソ）	種子とさやが連絡していた部分。
種皮	種子の外皮をいう。
子葉	子実の内側の内質をいう。
病害粒	菌等により種皮に斑紋又は斑点等のあるものをいう。
虫害粒	子実に虫による食害又は吸害のあるものをいう。
変質粒・むれ粒	種皮又は子葉が変質又は腐敗したものをいう。
破砕粒	子実が割れ、欠け又は碎けたものをいう。
皮切れ粒	生理的障害により種皮が切れた状態のもので、子葉の発達により種皮が子葉に密着したものをいう。

剥皮粒	種皮に亀裂が伴い種皮と子葉が密着していないもの又は剥がれたものをいう。
発芽粒	発芽又はその痕跡が認められるものをいう。
変色粒 (いんげん)	色むら等、固有の色沢を有しないものをいう。
しわ粒	子実の充実は正常であるが、しわのあるものをいう。
汚損粒	子実に汚れ（草汁等）のあるものをいう。
過熟粒(小豆)	生育過程における障害等により、品種固有の色が過度に濃いものをいう。
未熟粒	成熟していない粒をいう。
死豆	充実していない粉状質の粒をいう。

2 被害粒の基準

規格規程第1の7の定義の5、同第1の8の定義の5及び同第1の9の定義の5の「被害粒」の限界基準は、次による。

(1) 病害粒

ア 褐斑病粒

病斑が、大豆にあっては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあっては直径3mm以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、病斑が粒全面の4分の1程度以上のもの。

限界基準品は、病斑の大きさの程度を示す。

イ 紫斑病粒

病斑が、大豆にあっては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあっては直径3mm以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わない。

限界基準品は、病斑の大きさの程度を示す。

ウ 斑点粒

病斑が、大豆にあっては直径2mm（大粒大豆は直径3mm）以上のもの。

また、大豆以外の種類にあっては直径3mm以上のもの。

(2) 虫害粒

ア 食害粒

食害が子葉まで達していることが認められるもの。

限界基準品は、食害の程度を示す。

イ 吸害粒

吸汁による染み状が子葉まで達していることが認められるもの又は粒全面の染み状の大きさが、大豆にあっては直径 2 mm (大粒大豆は直径 3 mm) 以上のもの。

また、大豆以外の種類にあっては直径 3 mm 以上のもの。

限界基準品は、吸害の程度を示す。

(3) 変質粒

霜害等の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、霜害等の程度を示す。

(4) 破碎粒

破碎が認められるもの。

(5) 皮切れ粒

皮切れの現象 (ハの字型、点型、多条線形型) を問わず、皮切れ部分を合わせた長さが一筋で胴回り 2 分の 1 程度以上のもので、かつ、大豆にあっては幅 2 mm (大粒大豆は幅 3 mm) 以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わないものとする。

限界基準品は、皮切れの大きさの程度を示す。

(6) 剥皮粒

剥皮が認められるもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わない。

(7) 発芽粒

発芽又はその痕跡が認められるもの。

ただし、大豆にあっては、被害粒として取り扱わない。

(8) 変色粒 (いんげん)

ア 色流れ粒

色流れの程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色流れの程度を示す。

イ やけ粒

やけの程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、色の程度を示す。

ウ 斑紋粒

斑紋の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、斑紋の程度を示す。

(9) しわ粒

しわの程度が限界基準品以上のもの。

ただし、特定加工用大豆にあっては、被害粒として取り扱わないものとする。
限界基準品は、しわの程度を示す。

(10) 汚損粒

指で拭って残る汚損部分（泥・草汁・複合等）が、粒全面の6分の1程度以上もの。

限界基準品は、汚損の程度を示す。

(11) 過熟粒（小豆）

過熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、過熟の程度を示す。

3 未熟粒の基準

規格規程第1の7の定義の6、同第1の8の定義の6及び同第1の9の定義の6の「未熟粒」の限界基準は、次による。

(1) 色浅未熟粒

色浅の程度が限界基準品以上のもの。

ただし、品種固有のものを除く。

限界基準品は、色浅の程度を示す。

(2) 偏平未熟粒

偏平の程度が限界基準品以上のもの。

ただし、品種固有のものを除く。

限界基準品は、偏平の程度を示す。

(3) 奇形未熟粒

奇形の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、奇形の程度を示す。

(4) 小豆及びいんげんの一般未熟粒

未熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、成熟の程度を示す。

(5) ふるい分けによる未熟粒

ア 大豆

(ア) 大粒大豆にあっては直径7.3mmの丸目ふるいを通過するもの。

ただし、規格規程第1の7の定義の2の「粒度」が直径8.5mmと定められている大豆にあっては、直径7.9mmの丸目ふるいを通過するもの。

(イ) 中粒大豆にあっては直径6.7mmの丸目ふるいを通過するもの。

(ウ) 小粒大豆にあっては直径4.9mmの丸目ふるいを通過するもの。

(エ) 極小粒大豆にあっては直径4.2mmの丸目ふるいを通過するもの。

イ 小豆

- (ア) 大納言小豆にあっては直径 5.5mm の丸目ふるいを通過するもの。
- (イ) 普通小豆にあっては直径 4.2mm の丸目ふるいを通過するもの。

ウ いんげん

- (ア) 白花豆にあっては直径 11.5mm の丸目ふるいを通過するもの。
- (イ) 大福及びとら豆にあっては直径 8.5mm の丸目ふるいを通過するもの。
- (ウ) 大正金時及び大正白金時にあっては直径 7.9mm の丸目ふるいを通過するもの。
- (エ) 中長うずら及び白金時にあっては直径 7.3mm の丸目ふるいを通過するもの。
- (オ) 大手亡にあっては直径 6.1mm の丸目ふるいを通過するもの。

4 著しい被害粒等の基準

規格規程の第 1 の 7 の定義の 7 の「著しい被害粒等」の限界基準は、次による。

(1) 病害粒

- ア 紫斑病粒及び褐斑病粒で、病斑が粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。
限界基準品は、紫斑病又は褐斑病の病斑の大きさの程度を示す。
- イ 斑点粒で、斑点の大きさが粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。

(2) 虫害粒

- ア 食害の部分が、粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。
限界基準品は、食害の程度を示す。
- イ 吸害による染み状が、粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。
限界基準品は、吸害の程度を示す。

(3) 変質粒

- 霜害等の程度が限界基準品以上のもの。
限界基準品は、霜害等の程度を示す。

(4) 破碎粒

- 破碎による欠損部分が、粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。

(5) 剥皮粒

- 剥皮した部分が、粒全面の 2 分の 1 程度以上のもの。

(6) 発芽粒

- 発芽又はその痕跡が認められるもの。

(7) 未熟粒

- ア 大粒大豆にあっては、直径 6.1mm の丸目ふるいを通過するもの。
- イ 中粒大豆にあっては、直径 5.5mm の丸目ふるいを通過するもの。

- ウ 小粒大豆にあっては、直径 4.2mm の丸目ふるいを通過するもの。
- エ 極小粒大豆にあっては、直径 3.6mm の丸目ふるいを通過するもの。

5 死豆の基準

規格規程第 1 の 7 の定義の 10、同第 1 の 8 の定義の 9 及び同第 1 の 9 の定義の 9 中の「死豆」の限界基準は、次による。

- (1) 形状は粒形をしていても、指先等で押すと粉状になるもの。
- (2) 病害粒、吸害粒、霜害粒で外観上利用価値が全くないと認められるもの。
- (3) 粒が硬化し、吸水力が著しく劣るもの（石豆）。

6 限界基準品

限界基準品は、次のものについて定める。

- (1) 被害粒等に適用するもの。
 - ア 第 5 の 2 の (1) の病害粒
 - イ 第 5 の 2 の (2) の虫害粒
 - ウ 第 5 の 2 の (3) の変質粒（霜害等）
 - エ 第 5 の 2 の (5) の皮切れ粒
 - オ 第 5 の 2 の (8) の変色粒
 - カ 第 5 の 2 の (9) のしづわ粒
 - キ 第 5 の 2 の (10) の汚損粒
 - ク 第 5 の 2 の (11) の過熟粒
 - ケ 第 5 の 3 の (1) の色浅未熟粒
 - コ 第 5 の 3 の (2) の偏平未熟粒
 - サ 第 5 の 3 の (3) の奇形未熟粒
 - シ 第 5 の 3 の (4) の小豆及びいんげんの一般未熟粒
- (2) 著しい被害粒等に適用するもの。
 - ア 第 5 の 4 の (1) の病害粒
 - イ 第 5 の 4 の (2) の虫害粒
 - ウ 第 5 の 4 の (3) の変質粒（霜害等）

第 6 そば

1 被害粒等の取扱い

- (1) 「そば」とは、規格規程第 1 の 11 に定めるそばをいう。
- (2) 次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
子実	そばの種子（粒）そのものをいう。
果皮	種子の外皮（殻）をいう。
種皮	果皮の内側の内皮をいう。
胚乳	種皮の内側の内質をいう。
病害粒	菌等により果皮又は種皮が損傷又は変色したものをいう。.
虫害粒	子実に虫による食害があるものをいう。
変質粒	果皮又は種皮が変質又は腐敗したものをいう。
発芽粒	発芽又はその痕跡が認められるものをいう。
破碎粒	子実が割れ、欠け又は碎けたものをいう。
剥皮粒	果皮が剥がれた粒をいう。
未熟粒	成熟していない粒をいう。

2 被害粒の基準

規格規程第1の11の定義の6の「被害粒」の限界基準は、次による。

(1) 病害粒

病害が認められるもの。

(2) 虫害粒

虫害が認められるもの。

(3) 変質粒

変質していると認められるもの。

(4) 発芽粒

発芽又はその痕跡が認められるもの。

(5) 破碎粒

破碎していると認められるもの。

ただし、果皮が切れた粒（皮切れ粒）を除く。

(6) 剥皮粒

果皮から胚乳が完全に離脱しているもの。

3 未熟粒の基準

規格規程第1の11の定義の7の「未熟粒」の限界基準は、次による。

(1) 子実の形状による未熟粒

子実の形状が三角以外のもの。

ただし、充実している四角以上の粒を除く。

(2) 一般未熟粒

未熟の程度が限界基準品以上のもの。

限界基準品は、成熟の程度を示す。

4 限界基準品

限界基準品は、第6の3の(2)の一般未熟粒について定める。

IV 期間経過米検査の実施について

第1 趣旨

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」という。）第5条第2項に基づく品位等検査（法第34条第3項の規定により準用する政府の所有に係る米穀の品位等検査を含む。以下「期間経過米検査」という。）を実施する場合は、法（これに基づく命令を含む。）及び関係通知の定めるところによるほか、このマニュアルに定めるところによる。

第2 国内産米穀

1 売買取引業者等の請求に係る検査

（1）検査の請求

売買取引業者等は、登録検査機関が法第21条に規定する業務規程（以下同じ。）において定める様式による農産物検査の請求書（以下「検査請求書」という。）を登録検査機関に提出する。

（2）検査の準備

売買取引業者等は、検査請求対象米穀が包装（フレキシブルコンテナバッグ（以下「フレコン」という。）を除く。）されているもの（以下「包装もの」という。）については農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。）別記様式第12号（以下「票せん」という。）を次のアからウまでに掲げるいずれかの方法により当該包装に付し、又は提出し、検査請求対象米穀がフレコン詰めのもの（以下「フレコンもの」という。）については当該米穀について法第13条に基づき交付された直近の検査証明書の区分ごとに受検荷口を編成する。

ア 包装に票せんの貼り付けを行う場合は、包装の袋口又は側面に当該表示を印刷したものにより行う。

イ 包装に票せんを結び付け、又は縫い付ける場合は、包装の袋口の中央部に当該表示を印刷したものにより行う。

ウ 票せんを提出する場合は、登録検査機関に提出する。

（3）検査の実施

検査を実施する場所は、登録検査機関が業務規程において定める検査場所とし、検査の方法は、次により行う。

ア 量目の検査

（ア）包装ものに係る検査は、総重量については各個に行い（キログラム単位とし、少数第2位を切り捨て、1位までとする。）、また、各個の正味重

量については、I の国内産農産物の検査実施手続の手順 3 に基づき対象米穀の検査荷口の大きさに応じた抽出個数相当数についての平均風袋重量（グラム単位とし、小数第 1 位を切り捨てる。）を、各個の総重量から差し引いた重量とする（キログラム単位とし、小数第 2 位を切り捨て、1 位までとする。）。

（例）

総重量	平均風袋重量	正味重量
① 30.4 kg	- 230 g	= 30.170 kg ≈ 30.1
② 30.2 kg	- 230 g	= 29.970 kg ≈ 29.9

（イ）フレコンものに係る検査は、フレコンの風袋重量を差し引いて重量を求ることにより行う（キログラム単位とし、小数点第 1 位以下を切り捨てる。）。

イ 品位の検査

（ア）包装ものに係る検査は、各個に行う。

（イ）フレコンものに係る検査は、フレコンごと（検査証明書が発行されているものごと）に、標準抽出方法に基づき行う。

（4）検査証明

登録検査機関は、期間経過米検査が完了したときは、次により検査証明を行う。

ア 包装ものに係る検査の場合

（ア）（2）のア若しくはイにより各包装に付した票せん又は同ウにより売買取引業者等が提出した票せんに、（3）による検査の結果を記載する。

この場合、正味重量が「正味重量規格」の量目を上回る場合にあっては当該正味重量規格の量目を、また、下回る場合にあっては票せん中の「正味重量規格」の文字を「正味重量」に訂正し、当該重量を記載する。

（イ）（ア）の検査証明を行ったときは、当該検査請求の直前の検査証明（票せん）のうち、「量目」及び「等級」を規則別記様式第 17 号（消印）のロ号又はハ号により抹消する。

（ウ）売買取引業者等が提出した票せんに、（ア）の検査証明を行ったときは、当該票せんを包装の袋口又は側面に貼り付ける。

イ フレコンものに係る検査の場合

規則別記様式第 3 号の検査証明書に、（3）による検査の結果を記載する。

なお、この検査証明書は、この検査請求直前の検査証明書と一緒にして当該フレコンに添付し、その場合、この検査請求直前の検査証明書中「等級」及び「数量」は、消印のハ号により抹消する。

(5) 検査の結果報告等

登録検査機関は、期間経過米検査の結果を別紙様式第1号に記録するとともに、別紙様式第2号により検査請求者に通知する。

2 政府所有米穀に係る検査

(1) 検査の請求

地方農政局長は、管内に保管する政府所有米穀のうち、期間経過米検査を実施する必要があると認めたものについては、当該米穀が保管されている政府米の販売等業務を委託した受託事業体が保管する倉庫（以下「倉庫」という。）の検査の実施を登録検査機関に対し請求する。

(2) 検査の準備

地方農政局長は、次により（1）の政府所有米穀の検査を請求する。

ア 票せん付け又は票せん提出

地方農政局長は、（1）により期間経過米検査を実施する米穀が包装ものの場合については、1の（2）のア又はイと同様に、票せんを包装に付し、又は1の（2）のウに同様に票せんを登録検査機関に提出する。

この場合、地方農政局長は、票せん中「検査請求者」欄等を次により記載する。

（ア）「検査請求者」欄の氏名又は名称及び住所は、（1）の検査の請求に係る地方農政局長名及び地方農政局長の所在地を記載（ゴム印押印も可）する。

（イ）「代理人」欄の氏名又は名称及び住所は、抹消する。

イ 検査荷口の編成

地方農政局長は、（1）により期間経過米検査を請求した米穀がフレコンものの場合、当該米穀について法第13条に基づき交付された直近の検査証明書の区分ごとに検査荷口を編成する。

ウ 検査に必要な荷役

地方農政局長は、検査に必要な荷役の実施が見込まれる場合には、農林水産省農産局長が別途定める通知等に基づき手続を行う。

エ 密封用粘着紙等の措置

地方農政局長は、検査用試料採取後紙袋の刺穴を密封するため及びフレコンを封印するため、次の粘着紙等を準備する。

（ア）紙袋の刺穴密封用は、○検ワッペンとする。

（イ）フレコン封印用は、Iの国内産農産物の検査実施手順8に定めるところによる。

(3) 検査の実施

ア 登録検査機関は、原則として、検査請求のあった日から 10 日以内に検査を実施する。

イ 検査を実施する場所は、(1)の請求に係る米穀が保管されている倉庫(下屋を含む。)又は地方農政局長が別途指示する場所とする。

ウ 検査の方法は、1の(3)と同様とする。

(4) 検査証明

登録検査機関は、期間経過米検査が完了したときは、1の(4)と同様の方法で検査証明を行う。

なお、検査証明書の「検査請求者」欄の氏名又は名称及び住所は、(2)のアの(ア)と同様に記載する。

(5) 検査結果の報告等

登録検査機関は、期間経過米検査の結果を、別紙様式第1号に記録するとともに、別記様式第2号により地方農政局長に結果を通知する。

(別紙様式第1号)

国内産米穀の期間経過検査結果記録表

(单位：個數) (壳買取引業者分 (政府所有分))

(注) 1 フレコンに詰めた玄米については、「包装」欄は「推奨フレコン」及び「その他フレコン」の別と、「量目」欄は「一」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は、kgで記入する（上段に推フレ又は他フレ個数を（ ）書きする）。

2 玄米を除くフレコンものの場合は、「包装」欄は「フレコン」と、「数量」欄及び「検査結果」欄は、「-」と記入し、
「量目」欄は「-」

3 「品位格付理由」欄は、
kgで記入する（上段にフレコシ個数を（ ）書きする）。

(別紙様式第2号)

榆查譜求者

宛て

住所

氏名又は名稱
代表者氏名

(壳買取引業者分 (政府所有分))

国内産米穀の期間経過米検査結果通知表

(注) 1 フレコンに詰めた玄米については、「包装」欄は「推奨フレコン」及び「その他フレコン」の別と、「量目」欄は「一」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は「未記入する」(上段)を書きする。

2 玄米を除くフレコンものの場合は、「包装」欄は「フレコン」と、「量目」欄は「—」と記入し、「数量」欄及び「検査結果」欄は、「—」と記入し、
kgで記入する（上段にフレコン個数を（ ）書きする）。

3 「品位格付理由」欄は、「肌づれ」等の具体的な理由を記入する。

(別紙様式第2-2号)

榆查請求者

宿て宿て

(別紙様式第2-2号)

榆查請求者

宿て宿て

国内産米穀の期間経過検査結果通知表（品位の測定結果）

(壳買取引業者分 (政府所有分))

(注) 1 フレキシブルコンテナバッグに詰めた玄米については、「包装」欄は「推奨フレコン」及び「その他フレコン」の別と、「量目」欄は「一シット詰入」、「数量」欄は「1袋」で記入する。(上段に推奨フレコンを()書きする)

規格規定第一の二のハの(口)に基づき鑑定を行つた場合は「等級又は品位の測定結果」欄に「(口)」と記載する。

V 飼料用米の検査に係る留意事項について

第1 趣旨

飼料用米を生産し、水田活用の直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付を受ける者は、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）別紙4の第5の新規需要米の取組計画書に基づき、飼料用米を生産することとされているが、他者から購入した米や自ら生産した他の用途の米から発生したふるい下米を飼料用米に混入すること等により、生産数量を嵩増しすること（以下「くず寄せ」という。）によって、不正に多く交付金を受領する可能性があることを踏まえ、登録検査機関がくず寄せ防止に取り組むために、その実施に当たっての留意事項を以下のとおり定める。

第2 情報提供を行う場合の判断基準

登録検査機関は、農産物検査を行う際に以下に掲げる状況がいずれか確認された場合、速やかに第3に基づき情報提供を行う。

1 検査請求書に添付することとされている品種関連情報から推定される受検品の単収が、検査の対象となる飼料用米が生産された地域の農林水産統計の水稻の作柄表示地帯別10a当たり予想収量と比較して、著しく高い場合。ただし、作柄表示地帯別10a当たり予想収量が公表されていない場合は、作柄表示地帯別10a当たり平年収量と比較するものとする。

また、多収品種にあっては、その品種の性能や地域の状況に鑑み判断することとする。

2 品位鑑定において、

ア 受検品に生産者の作付品種以外の品種が混入している場合

イ 推進要領別紙3の第4の1に基づく区分管理方式により出荷された受検品が、地域における平均的な整粒割合と比較して著しく低い場合

ウ 受検品の種類がもみであるにもかかわらず、玄米の混入している割合が著しく高い場合

3 関係者から、生産者がくず寄せを行っている等の情報を把握した場合

第3 情報提供

1 第2により情報提供を行うべき受検品を確認した登録検査機関は、別紙様式により速やかに電子メール等にて登録検査機関が所在する都道府県を管轄する地方農政局生産部（北海道農政事務所生産経営産業部、内閣府沖縄総合事務局農林

水産部生産振興課を含む。以下「生産部局」という。)に情報提供する。

なお、その場合であっても、飼料用米の検査の合否の判断に直ちに影響は及ぼさないことから検査は実施して差し支えない。

- 2 情報提供を受けた生産部局は、必要に応じて、米穀の流通監視部局である地方農政局消費・安全部(北海道農政事務所消費・安全部、内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課を含む。)又は都道府県と情報を共有する。

飼料用米検査に係る情報提供について

令和 年 月 日

地方農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 内閣府沖縄総合事務局長)

名 称
 住 所
 代表者名

農産物検査に関する基本要領（平成 21 年 5 月 21 日付け 21 総食第 213 号総合食料局長通知）「別紙 5 国内産農産物の検査実施マニュアル」の V に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 検査年月日						
2 検査請求者（生産者）						
3 情報提供の内容等						
(1) 情報提供の内容						
チェック欄 (○を記入)	内 容					
(① 検査請求時の確認)						
検査請求書に添付することとされている品種関連情報から推定される受検品の単収が、当該地域の農林水産統計の水稻の作柄表示地帯別 10a 当たり予想収量と比較して、著しく高い						
(② 品位鑑定時の確認)						
ア 受検品に生産者の作付品種以外の品種が混入している						
イ 区分管理方式による出荷であるが受検品の整粒割合が著しく低い						
ウ 受検品がもみであるにもかかわらず、玄米の混入割合が著しく高い						
(③ その他)						
関係者からくず寄せを行っている等の情報を把握 具体的な内容 :						
(2) 当該検査請求者（生産者）の検査情報（検査結果又は検査請求情報）						
種類	生産年度	包装の種類	量目	数量	検査等級	備考
飼料用米						
(3) 当該検査請求者（生産者）の品種関連情報						
種類	品種名	作付面積 (a)	出荷数量の内訳			備考
			検査機関	左記以外	計	
4 情報提供者	農産物検査員 ○○○○					
5 その他<特記事項>						

(注) 1 検査年月日欄については、検査を実施していない場合は、検査請求書が提出された年月日又は検査請求年月日を記載する。

2 情報提供者の欄について、情報提供に内容が 3 の (1) の③に該当する場合は、情報の提供を行った農産物検査員のほか、把握できる範囲で情報提供者の氏名、住所を記載する。